

臨時福祉給付金のお知らせ

「臨時福祉給付金」とは、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、支給される給付金です。

◆支給対象者

平成26年度分の住民税(均等割)が課税されない方

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

◆支給額

支給対象者1人につき1万円

※給付対象者の中で、次に該当する方は5千円が加算されます。

● 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを支給されている方

● 児童扶養手当、特別障害者手当などを支給されている方

◆申請期限

12月26日(金) ※当日消印有効

◆申請方法

対象となる方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町では、支給対象と思われる

方への申請案内を7月下旬に送付しています。申請書を同封していただきますので、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送も可)。

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

本庁 健康福祉課福祉係

☎ 43-21116 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請はお済みですか?

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給しています。

対象者の方は、忘れずに申請期間内に役場担当窓口へ申請してください(郵送も可)。

◆支給対象者

次の2つの要件を満たす方

①平成26年1月分(平成26年1月

1日生まれの児童は2月分)の児童手当・特例給付を受給

※特例給付とは、児童1人当たり月額5千円が支給されること。

②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満

【扶養親族の数と所得制限限度額】

扶養親族	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族などの人数が6人以上は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、1人につき6万円を加算。

◆対象児童

支給対象者の平成26年1月分(平成26年1月1日生まれの児童は2月分)の児童手当・特例給付の対象となる児童

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童や、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外。

※申請・支給時に中学校を卒業している場合も、対象児童に含む。

※平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外。

◆支給額

対象児童1人につき1万円

◆申請期限

12月26日(金) ※当日消印有効

◆申請方法

対象となる方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。

黒潮町の対象者(公務員受給者以外の方)には、案内書と申請書を送付していますので、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送も可)。

公務員受給者の方は、勤務先から交付された「申請書」と「受給証明書」を申請期間内に提出してください。

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座(児童手当で登録している口座など)へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)